

愛媛県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金支給要領

(目的)

第1条 愛媛県教育委員会が行う愛媛県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の支給の決定等については、この要領の定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、給付金の支給を受けようとする年度の7月1日（7月以降に入学することが定められている場合については、入学した年度に限り、当該入学日）（以下「基準日」という。）において、次の各号に掲げる要件の全てを備える者とする。

- (1) 国公立の高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う生徒（以下「生徒」という。）の保護者等であること。この場合において、保護者等とは、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定。以下「専攻科支援金交付要綱」という。）第3条第1項第4号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）をいう。
- (2) 県内に住所を有する者
- (3) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- (4) 基準日において休学していない生徒の保護者等であること。

2 前項第1号に規定する生徒は、専攻科支援金交付要綱第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者とする。ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる生徒であって、特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が措置されている者を除く。

(家計急変)

第3条 家計急変により保護者等の収入が激減し、当該保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められるときは、当該保護者等の世帯は、前条第1項第3号に該当するものとみなす。

2 前項の場合における基準日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 6月30日までに家計が急変した場合 7月1日（7月以降に入学することが定められている場合については、入学した年度に限り、当該入学日）
- (2) 7月1日以降に家計が急変した場合 給付金の支給の申請の日（以下「申請日」という。）の属する月の翌月初日（その日が月の初日であるときは、その日）（7月以降に入学することが定められている場合において、家計が急変した日が入学日前であるときは、入学した年度に限り、当該入学日）

3 前項の規定にかかわらず、第1項に定める保護者等の収入は、家計急変発生後1年間の年収見込額をいう。

(対象経費)

第4条 支給対象経費は、授業料以外の教育に必要な経費とする。

(支給額等)

第5条 給付金は、年額を一括支給するものとし、その額は別表のとおりとする。

2 給付の回数は、生徒一人につき年1回、通算2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。

3 7月以降に入学することが定められている場合を除き、入学した年度に係る給付

金の4月から6月までの分に相当する額は、第1項の規定にかかわらず、分割して支給（以下「前倒し給付」という。）することができる。この場合において、第2条第1項及び第3条第2項第1号中「7月1日」とあるのは、「4月1日」と読み替えるものとし、同一年度内において当該分割による給付金の支給を行った場合は、分割の回数に関わらず、前項の給付の回数は1回と数える。

- 4 第3条の規定により支給対象者に該当した者で、家計が急変した日が入学日以降である者については、前項の規定を適用しない。
- 5 第3項の規定により前倒し給付を受けた者の7月から3月までの分に相当する額は、別表の右欄に定める年額から前倒し給付の額を差し引いた額とする。ただし、前倒し給付の額が7月1日現在の状況に応じた支給額の年額を上回る場合は、前倒し給付の額を年額とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、7月1日以降に家計が急変したことにより支給対象者に該当した者に対する支給額は、別表の右欄に定める年額を12で除して得た額に、申請日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から3月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、7月以降に入学することが定められている場合において、家計が急変した日が入学日前であるときは、別途定める日までに申請した限りにおいて、この項前段の「申請日」を「家計が急変した日」と読み替えることができる。
- 7 第3項及び前項により算出した給付金の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（支給申請）

第6条 給付金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は、高等学校等専攻科の生徒への奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、県内に設置されている高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等にあつては、在籍する高等学校等の校長（以下「学校長」という。）を経て、それ以外の保護者等については直接、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の属する世帯全員の住民票
- (2) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類
- (3) 県外の高等学校等専攻科に在籍する生徒については在学証明書（様式第2号）
- (4) 個人対象要件証明書（様式第3号）

2 第3条の規定に該当する申請者は、前項の規定にかかわらず、高等学校等専攻科の生徒への奨学給付金（家計急変）支給申請書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、県内に設置されている高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等にあつては、学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、教育長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号、第3号及び第4号に規定する書類
- (2) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
- (3) 保護者等の家計急変前の収入を証明する書類
- (4) 保護者等の家計急変後の収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割の非課税である世帯の収入に相当することを証明する書類
- (5) 保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認できる書類。ただし、公的な証明書で確認ができない場合は、申請者からの扶養誓約書（様式第4号）

（給付金の支給決定）

第7条 教育長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、

給付金の支給又は不支給の決定を行い、県内に設置されている高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等にあつては学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、申請者に通知するものとする。

(給付金の代理受領)

第8条 学校長は、前条の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）のうち県内の高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等が、給付金を学校徴収金等に充てることについて学校長へ委任状（様式第5号）を提出した場合には、受給者に代わって給付金を受領することができる。

(支給決定の取消し)

第9条 教育長は、受給者が虚偽の申請等により不正に給付金の支給を受けていたことが判明したときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、令和2年6月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、令和2年度中の受給者（前倒し給付のみ受給した者を除き、第3条の規定により該当するものとみなした者を含む。）については、令和3年4月1日改正前の第5条の規定により支給される額に加え、12,000円（既に支給された給付金があるときは、その額を控除した額）を支給する。

3 前項の規定による給付は、第5条第2項に規定する給付の回数に算入しない。

4 第2項に規定する給付に際しては、第6条第1項に規定する高等学校等専攻科の生徒への奨学給付金支給申請書及び添付書類の提出を要しない。

別表（第5条関係）

世帯の区分	高等学校等専攻科の区分	年額 (4月から3月までの分に相当する額)
第2条第1項第3号 に掲げる世帯に扶養 されている生徒	国公立	48,500 円